

善監委告示第6号

平成29年11月2日付け善監委第41号で提出した平成29年度定期監査（前期分）の結果に関する報告に対し、市長から措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定に基づき公表します。

平成29年12月18日

善通寺市監査委員 藤岡博文

善通寺市監査委員 内田 等

平成29年度定期監査（前期分）

監査指摘事項の取組について

個別指摘事項

【教育総務課指摘事項】

① リース長期継続契約書の自動更新について

このことは、地方自治法第232条の3で、「普通地方自治体の支出の原因となるべき契約その他の行為（これを支出負担行為という。）は、法令又は予算の定めるところに従い、これを行わなければならない。」と規定されており、自動更新条項を定めることができないことになっている。

相手方と協議し、新たな契約を締結されたい。

② リース契約書の支払遅延利息について

昨年に指摘したリース契約書及び本年度に締結した行政情報ネットワーク端末の契約書において、支払利息の条項が、「政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を指定（昭和24年大蔵省告示第991号）」の告示で定める割合と違えた高い利率の記載がされていた。

相手方と協議し、上記告示を適用するよう、数字ではなく文言による記載で検討されたい。

③ スタディーアフタースクールの預かり利用料金について

善通寺市スタディーアフタースクール条例により、幼稚園児から小学生までを授業終了後から午後6時30分まで、幼稚園等の教室を利用して共働きの両親の子育て支援をする目的で、本市独自の事業を実施している。

しかし、一部の幼稚園では、一部の保護者のために、午後7時前後まで同じ利用料金で延長預かりを行っている実態がある。

係る行為を続けることは、保護者に対する税金の公平な充当とは言えない。

市立保育所においては、預かり時間午後6時を過ぎた場合、延長保育として、条例により追加料金を課しているところである。

このような、条例間の利用料金の統一性も踏まえて、今後、保護者が定時を過ぎて預かりを求めた場合には、追加の利用料金の徴収を検討されたい。

【検討結果】

- ① 長期継続契約書の解約条項の入っていない契約については、相手方と協議し改めて契約を締結する。
- ② 変更契約時に文言を変更するよう相手方と協議していく。
- ③ 善通寺市スタディーアフタースクールについては、平成29年度に料金改定を行い、これまでの1時間当たりの料金部分を1日当たりの料金に改めたところである。
一部の保護者のお迎えの時間が遅くなっているというご指摘については、実態を把握し、時間内にお迎えに来ていただくように周知徹底を図りたい。

【生涯学習課指摘事項】

① 地区公民館管理人（館長代理）の業務手引きについて

地区公民館管理人の業務は、広範にわたるとともに、勤務時間が長時間に及ぶ公民館が見られる。

一方、管理人の採用時には、業務の説明が十分になされていないために、業務に関する携わり方の管理人格差が見られる。

については、業務の範囲を正確に提示するために、管理人業務手引を作成し、管理人の業務に、平等性及び時間外手当への報酬などに齟齬がないように指導されたい。

② 地区管理業務委託の運用について

地区公民館へは、（公社）シルバー人材センターとの管理業務委託を締結し、清掃等の業務を委託している。

一方、地区公民館においては、その運用は、それぞれの公民館側の事情により、多様な状況である。

契約業務にない業務の実施には、同センター事務局と十分な協議をし、恒例的に必要な業務は、地区ごとの特記事項として明記するとともに、委託料にも反映するよう、検討されたい。

③ 地区公民館業務の区分整理について

地区公民館の役割は、本来、社会教育法に規定されているところである。

しかし、本市においては、その大半が、コミュニティセンターの役割となっている。

このことは、県内においても、高松市、丸亀市、東かがわ市では、コミュニティセンター条例を設け、その所管も、総務部等において、所管業務を行っている。

今後、公民館の業務実態を精査し、その役割外の業務については、秘書課等と協議し、予算及び人事についても、十分に検討され善処されたい。

【検討結果】

- ① 各公民館共通の業務内容について手引き等を作成し、管理人の業務が統一できるように指導していく。
- ② 契約業務にない業務については、シルバー人材センターと協議していく。
- ③ 公民館の業務内容が時代とともに多様化し、社会教育法に基づく公民館の役割についての線引きが難しいのであれば、公民館をコミュニティーセンターにする方向も考えなければならないと考える。

【消防本部指摘事項】

消防通信指令事務協議会規程について

2市1町の消防通信指令事務協議会規程において、派遣消防職員1人と記載されている。

しかし、実態は2交替制勤務のため、2人を充当している状況である。消防本部職員の派遣実態に沿うように、協議書の変更を検討されたい。

【検討結果】

2市1町において協議会を開催し指摘事項である「丸亀市・善通寺市・多度津町消防通信指令事務協議会規程」（職員数）第5条で定める『指令室勤務1』と記載されていることについて、関係機関の消防長で協議して本市の派遣実態に沿うよう『指令室勤務1当務／人員1』と協議会規程の変更について検討する。

各課共通指摘事項

土地等の賃貸借長期継続契約書の自動更新について

このことは、地方自治法第 232 条の 3 で「普通地方公共団体の支出の原因となるべき契約その他の行為（これを支出負担行為という。）は、法令又は予算の定めるところに従い、これをしなければならない。」と規定されており、いわゆる自動更新条項を設けることができないことになっている。

相手方と協議し、新たな契約を締結されたい。

【検討結果】

長期継続契約書に自動更新条項の入っているものについては、賃料等の見直しも含めて次回契約更新時に相手方と協議し改めて契約を締結する。

各小学校・中学校・幼稚園共通指摘事項

学校等による徴収金の負担軽減について

小学校、中学校及び幼稚園の担任先生方は、毎月、給食費、PTA 会費、修学旅行費等を振込未納者へ、電話連絡などして本来の業務以外の金銭処理に携わっている。係る業務の軽減を図ることを検討し、授業に専念する時間を増やすよう検討されたい。

【検討結果】

現在、教職員の長時間勤務の問題など、働き方改革が言われているが、学校徴収金に関する事務負担の軽減も含めて、県の校務支援員を活用するなど、教職員の負担軽減に努めていきたい。

小学校・中学校共通指摘事項

旅行者との修学旅行を締結する契約書の作成について

現在、小学校及び中学校において、修学旅行時には、受注型企画契約が旅行者との間で行われている。係る契約の際に、いわゆる「契約書」が締結されていないので、今後、契約にあたり「善通寺市契約規則」及び「旅行者等が旅行者と締結する契約等に関する規則（平成 21 年内閣府、国土交通省令第 1 号）」に準じて、契約書を締結されたい。

【検討結果】

今後は、業者と契約書を締結するようにする。

各小学校共通事項

修学旅行の旅行社決定の競争入札について

小学校の修学旅行は、契約金額が中学校と比較し総額 100 万円前後と少額となっている。そのために、旅行社との入札において、ほとんどが随意契約となっている。

しかし、大切な事務であり、今後、入札するよう善処されたい。

【検討結果】

全校において、競争入札が実施されるように指導を行った。